令和7年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課)

		\/	工力倒有准用场况。均为	的到力省土冶林/		
項目名		新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長				
税 目		印紙税				
	【株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会に係る措置】 (新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第11条第1項・第2項、新型コーナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する					
要	法律施行令(令和2年政令第 160 号)第8条第1項第1号・第4項、租税特別 措置法施行令(昭和32年政令第43号)第52条の3第3項第4号・第7号)					
望	(措置対象) 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者					
の						
内	(措置内容) 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働					
		合会が、新型コロナウイルス 等を対象に、特別貸付け等を				
容	企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業					
-	者が存在することをふまえ、引き続き所要の措置を講ずる。					
			平年度の減収見込額	一 百万円		
			一十人の減収免込額	(一 百万円)		
			(改正增減収額)	(一 百万円)		
	(1) 政策					
新設· 拡充又	新 対し 対し	東日的 型コロナウイルス感染症によ て、株式会社日本政策金融公 等による資金繰り支援を行う 援する。	∖庫等が「新型コロナウ <i>∙</i>	イルス感染症特別貸		
は	(2) 施舒	策の必要性				
延長を必要とする理士	新 支援	型コロナウイルス感染症によするためには、引き続き、事 状況にあわせて、資金需要に	禁者の負担軽減を図り、	、個別の中小企業者		
由						

				基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康
				づくりを推進すること
		合	政に政位策お策置体け的け	施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備 すること
				施策目標 1 - 1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
				基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推 進すること
	今 回			施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の 向上を図ること
	の 要 望			施策目標4-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛 生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
	一 へ 租			基本目標IV 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること
	税 特 別			施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること
	措	理		施策目標3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
	置)に関連	性		基本目標 ボン ボン ボン ボン ボン ボン ボン ボン ボン ボ
				施策大目標2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
	する・			施策目標2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等 により、福祉サービスの質の向上を図ること
	事項		政 策 の 達成目標	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、資金繰りの円滑化を支援する。
			租税特別措 置の適用又 は延長期間 同上の期間 中の達成 目 標	依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者の存在をふまえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
				株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者への資金繰りを支援する。
			政策目標の 達 成 状 況	_

	T	·
有	要望の 措置の 適用見込み 要望の措置	適用対象者は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に 影響を受けた事業者である。 非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症により
性	の効果見込み(手段としての有効性)	その経営に影響を受けた事業者の租税負担の軽減が見込まれる。
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	_
相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	・独立行政法人福祉医療機構 令和2年度1次補正予算額:1,250億円 令和2年度2次補正予算額:1兆3,535億円 令和2年度弾力追加:7,930億円 令和3年度当初予算額:1兆4,990億円 令和4年度当初予算額:6,096億円 令和5年度当初予算額:596億円 ・株式会社日本政策金融公庫 令和2年度1次補正予算額:287億円 令和2年度2次補正予算額:185億円 令和2年度3次補正予算額:588億円 令和2年度3次補正予算額:588億円
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
	要望の措置の 妥 当 性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する 印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税 対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付け等に限定 されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当であ る。
これまで	租税特別 措 置 の 適用実績	_
これまでの租税特別措置の適	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
る事項置の適用実績と効果に	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
効 果 に に	前回要望時 の達成目標	

19-3

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	_
-	までの ² 経 緯	当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律』が施行される際に、財務省主税局に関する法律」が施行される際に、財務省主税局に関する法律」が施行される際に、財務省主税局においては、令和3年1月末となどを明望し、令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和6年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和7年3月末まで延長された。